豊能町広報誌、同配物及び広報板の利用に関する基準

（趣旨）

１　この基準は、豊能町が発行する広報誌への原稿掲載、同配物及び豊能町の設置する広報板の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載及び掲示可能な範囲）

２　広報誌に掲載する原稿及び広報板に掲示する掲示物（以下「原稿等」という。）の範囲は、次に掲げる事務又は事業に関するもので、町長が定める条件を満たすものとする。

（１）町が行う事務又は事業

（２）国、府その他の官公署が行う事務又は事業

（３）豊能町社会福祉協議会、豊能町商工会が行う事務又は事業

（４）町が構成団体として参画する団体が行う事務又は事業

（５）自治会が行う事務又は事業

（６）豊能町社会教育関係団体等として登録されている団体等が行う事務又は事業

（７）町内に住所がある特定非営利活動法人が行う事務又は事業

（８）町が共催し、又は後援する事業

（９）前各号に掲げるもののほか、町長が特に適当であると認める事業

３　広報誌への同配物の範囲は、次に掲げる事務又は事業に関するものとする。

（１）町が行う事務又は事業

（２）国、府その他の官公署が行う事務又は事業

（３）豊能町社会福祉協議会、豊能町商工会が行う事務又は事業

（４）町が構成団体として参画する団体が行う事務又は事業

（５）町が共催する事業

（６）前各号に掲げるもののほか、町長が特に適当であると認める事業

４　次の各号に該当する原稿等は、掲載及び掲示することができないものとする。

（１）法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

（２）公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

（３）人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

（４）宗教活動又は政治活動となるもの又はそのおそれのあるもの

（５）公共の利益を害するおそれのあるもの

（６）個人の宣伝になるもの

（７）専ら営利を目的とするもの。ただし、豊能町広告事業要綱に基づく広告事業にかかるものを除く

（８）前各号にあげるもののほか、掲載及び掲示する掲示物等として妥当でないと認められるもの

（広報誌への掲載方法等）

５　２（１）から（４）の事務又は事業以外の広報誌への掲載方法は次のとおりとする。

（１）掲載を希望する者の内、社会教育関係登録団体等においては社会教育関係団体等主管課、その他の団体においては広報誌主管課へそれぞれ原稿を提出する。

（２）原稿の提出期限は、掲載を希望する広報誌の月号の発行予定日（原則毎月１日）の属する月の２ヵ月前の月末５日前とする。ただし、１２月の原稿の提出期限（翌年２月号掲載分）は広報誌主管課長が別に定めるものとする。

６　２（１）から（４）の事務又は事業以外の原稿の掲載条件は次のとおりとする。

（１）掲載できる原稿は、会員募集又は催しの案内等とする

（２）広報誌主管課長は、必要に応じ、趣旨を変えない範囲内で原稿を添削することができるものとする。

（３）掲載可能な回数は、１団体等につき、会員募集については６ヵ月に１回、催しは３ヵ月に１回とする。ただし、町が共催し、又は後援する事業若しくは広報誌主管課長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

（４）掲載の希望が多数となった場合は、広報誌主管課長は、原稿の緊急性、掲載回数を考慮し、掲載の優先順位を決定することができる。

（広報誌への同配の利用方法）

７　広報誌への同配の利用方法は次のとおりとする。

（１）広報誌への同配を希望する者は、同配依頼書にサイズ等を記入の上、見本として該当のチラシ等と共に広報誌主管課へ提出する。

（２）同配依頼書の提出期限は、発行月号の一か月前の１０日とする（土日祝に該当する場合は、直前の平日）

（３）同配の利用者は町が指定する期日までに指定場所に同配物を納品しなければならない。

（４）同配物は、町が指定する宛先ごとに仕分けするものとし、町が指定する部数のうち、１００部を超えるものについては、１００部ずつ仕切り紙を挟み込み、それ以外のものは指定の宛先ごとに封筒へ仕分けして納品しなければならない。

（広報板の利用方法等）

８　広報板の利用方法は次のとおりとする。

（１）広報板に掲示をしようとする者は、あらかじめ、豊能町広報板掲示承認願（様式第１号）に掲示物を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

（２）前項の規定による承認願の提出は、掲示をしようとする日の１ヵ月前から行うことができる。

（３）町長は、広報板に掲示することを承認したときは、掲示物に検認印（様式第２号）を押印するものとする。ただし、２（１）～（４）事務又は事業に関する掲示物を掲示するときは、検認印の押印を省略することができる。

９　掲示機関及び規格は次のとおりとする。

（１）掲示物の掲示期間は、１ヵ月以内とする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（２）掲示物は日本産業規格Ｂ列４番の大きさを超えないものとする。ただし、町長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

（３）掲示物は、掲示の承認を受けた者が掲示するものとし、当該掲示の承認を受けた期間が経過したときは、当該掲示物を速やかに撤去しなければならない。

附　則

１　この基準は、令和２年１０月２３日から施行する。

２　豊能町広報誌への現行掲載に関する事務取扱内規及び豊能町広報板の利用に関する規程は廃止する。